

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第17号 令和6年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費	1項 総務管理費	3目24節社会福祉基金積立金、健康づくり推進基金積立金、こども未来基金積立金、5目1節、2節、3節、8節、10節、12節、17節、6目、9目、13目
	3項 戸籍住民基本台帳費	
3款 民生費	全部	1目18節八戸圏域水道企業団負担金、13目、14目18節を除く
4款 衛生費	1項 保健衛生費	
7款 商工費	2項 清掃費	7目
	1項 商工費	
第2条 繰越明許費中		
3款 民生費	全部	
4款 衛生費	全部	
第3条 債務負担行為の補正	全部	

議案第21号 令和6年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第27号 令和6年度八戸市霊園特別会計補正予算

議案第28号 令和6年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第29号 令和6年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算

議案第30号 令和6年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第31号 令和6年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第36号 八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号

「八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等における個別支援計画の作成に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのもの。

2 改正の概要

(1) 個別支援計画の作成

- ・救護施設は、入所者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととする。
- ・更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととする。

(2) 職員の配置

- ・救護施設・更生施設に配置するべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。

3 施行期日

公布の日。ただし、2（2）については令和7年4月1日から施行する。